

お知らせ

12月4～10日は「人権週間」です

「世界人権宣言」は、一九四八年（昭和二十三年）十二月十日に国際連合で採択され、これを記念して国際連合は、十二月十日を「人権デー」(Human Rights Day)と定めました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、十一月四日から十日までを「人権週間」と定め、広く国民に人権デーの意義を訴え、人権意識の普及高揚を図っています。

名古屋法務局と愛知県人権擁護委員連合会では、「第六十二回人権週間」としてみんなで築こう「人権の世紀(考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心) 女性の人権を守ろう 子どもの人権を守ろう 高齢者を大切に育てよう 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう 部落差別をなくそう アイヌの人々に対する理解を深めよう 外国人の人権を尊重しよう HIV感染者やハンセン病患者などに対する偏見をなくそう 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう インターネットを悪用した人権侵害は止めよう ホームレスに対する偏見をなくそう 性的指向を理由とする差別をなくそう 性同一性障害を理由とする差別をなくそう 北朝鮮当局による人権侵害問題に對

する意識を深めよう 人身取引をなくそうをテーマに掲げ、人権週間中に次のような行事を開催します。

十二月九日(木) 午前十時から午後四時まで名鉄百貨店メンズ館二階で人権相談、子どもの人権相談、女性のための人権相談、外国人のための人権相談を行います。

十二月十一日(日) ウィンクあいち(愛知県産業労働センター)で開催される人権ハートフルフェスティバルで、「全国中学生人権作文コンテスト愛知県大会」の表彰式と受賞作品発表、「第三十七回人権を理解する作品コンクール」優秀作品の展示を行います。

問い合わせ先
名古屋法務局人権擁護部
☎052(952)8111

人権相談特設相談所を開設

人権擁護委員が相談員となり人権相談所を開設します。ご利用ください。

日時 十二月二日(木) 午後一時～午後三時
場所 中央公民館本館三階305号室
問い合わせ先 住民福祉課
☎(48)1111(内301)

シリーズ 消費生活相談 「生命保険」の相談

事例(30代女性)

夫が独身時の10年前に入った保険があと5年で満期だった。担当者がしきりに電話で勧誘するので、夫婦で説明を聞き、サービスが良くなるならと思い変更手続きをした。月額1,000円程度高くなるが、医療保険の対応病名が増えることがメリット。契約後、改めて書類を見て初めて転換制度で前の保険を解約し、その返戻金の下取り制度で新しい保険の保険料に充当されたことを知った。転換や下取り制度の説明があったら契約途中で保険を解約することはなかった。10年ごとに保険料が倍増することも説明無く書面で知った。前の保険に戻して欲しい。

書類には、転換のこと、10年経過ごとに保険料が倍になることが記載されていたので、交渉は困難になる可能性があると言えました。しかし、保険会社は転換の有利な点、不利な点を説明することになっているので、もしも不利な点を説明されていないために誤解したのだとすれば、元に戻すよう主張できる場合がありますので、保険会社に言い分を伝えるよう助言しました。併せて生命保険協会を案内しました。

- 生命保険は長期にわたる契約です。
- ・自分の保険はどんな時に支払われるか
 - ・それはどういう内容か
 - ・どんなとき支払われないのか

など自分の保険を正しく認識しましょう。

生命保険会社から交付される「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」には重要事項が記載されているので、契約前に必ず読んで内容をよく確認しましょう。

契約後すぐに解約すると、解約返戻金はそれまで払い込んだ保険料より少なく、多くの場合、全くないか、あってもごくわずかです。申し込み前にもう一度必要に合った生命保険を確認しましょう。乗り換え(新たな生命保険に契約しなおすこと)による解約についても十分に検討しましょう。

保険料は長期に払い込む必要があります。生活環境や収入の変化も考慮し、将来にわたって保険料を払い込めるか確認しましょう。

年齢、家族構成の変化に伴い、保証ニーズも変化することがあります。一度選んだ生命保険でも、保証ニーズの変化に合わせて見直していくことも重要です。

消費生活相談(無料)を行います。ご利用ください。

日時 12月8日(水) 毎月第2水曜日 午前10時～正午 午後1時～午後4時

場所 中央公民館本館205号室

問い合わせ先 産業課 ☎(48)1111(内234)

知多県民生活プラザでも消費生活相談を行っています。月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分 ☎(23)3300